

社会福祉法人いずみ会は、次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画を公表いたします。

職員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年12月1日 ～ 令和8年11月30日

2. 内容

目標1：育児休業中の労働者に対し、業務上必要な能力の維持及び向上を支援する。

対策1：令和3年12月より、ウェブ研修を在宅で視聴できるように制度を整備する。

目標2：年次有給休暇の取得日数を、一人当たり平均年間15日以上とする。

対策1：令和3年12月より、年5日以上の年次有給休暇の取得に対し、計画的な取得を促す。

対策2：令和3年12月より、有給休暇の取得実績が低い職員については、有給休暇取得を推奨し、必要な業務調整をおこなう。